

# 令和6年度介護ロボット実用化促進事業 介護事業所募集要項

## 1 事業目的

「令和6年度介護ロボット実用化促進事業」は「さがみロボット産業特区」※1の取組の一環として、介護事業所※2での介護ロボット等※3の導入における効果検証を行い、その検証結果を分析・公表することで、介護ロボット等の実用化促進を図ることを目的としています。

生産性向上や被介護者のQOL向上に係る課題を抱える神奈川県内の介護事業所を広く募集し、各課題に沿った介護ロボットを試験導入することで、課題解決に向けてどのような効果が得られるか等を検証します。

また、募集した課題を解決するにあたり、既存の介護ロボット等での対応が難しいと考えられるものについては、県等が開発企業を支援し、介護ロボット等の改良を行った上で導入及び効果検証を行います。

※1 「さがみロボット産業特区」の取組についての詳細は、次のウェブサイトのとおりです。

<https://sagamirobot.pref.kanagawa.jp/>

※2 介護事業所：介護保険法による指定又は許可を受けている居宅サービス事業者（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）、又は地域密着型サービス事業者及び介護保険施設の開設者（居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者を除く。）のことをいいます。

※3 介護ロボット等：本事業が対象とする「介護ロボット等」には、見守り支援ロボットや移乗支援ロボットなどの介護ロボットだけでなく、介護業務支援のためのICT機器等を含みます。

## 2 事業の概要等

### (1) 事業の概要

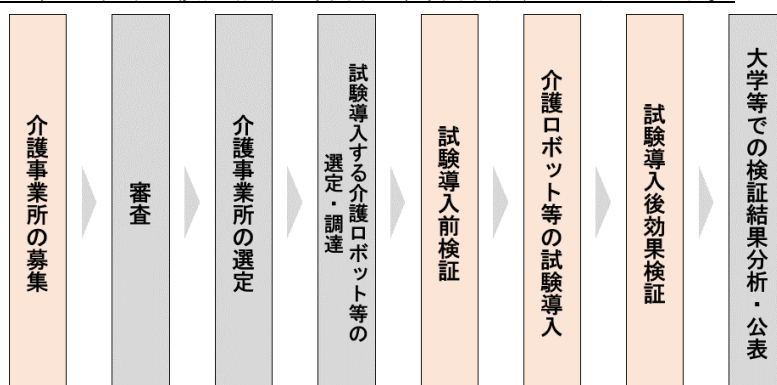
- ・ 本事業は、介護ロボット等の導入に意欲的な神奈川県内の介護事業所に介護ロボット等を貸与により試験導入し、その効果を検証するものです。
- ・ 効果検証の結果、介護ロボット等の本格導入を希望する介護事業所には、別途支援を行います。
- ・ 応募申請のあった施設課題等の内容を基に、「タイプA（機器改良を伴わない試験導入・効果検証）」または「タイプB（機器改良を伴う試験導入・効果検証）」

証)」の2種類の支援内容に分けて選定します。※

※ タイプの選定は県等（本事業の外部委託事業者及び連携先機関を含む。（以下、「県等」という。))が審査を行った上で決定するもので、応募申請者は選べません。

### 【タイプA】（機器改良を伴わない試験導入・効果検証）

介護ロボット等の試験導入前に約1ヶ月程度、及び試験導入後に約1ヶ月半程度の効果検証を行っていただきます。また、タイプAに選定された介護事業所における効果検証結果は、大学等で検証結果を分析し、分析結果を公表します。



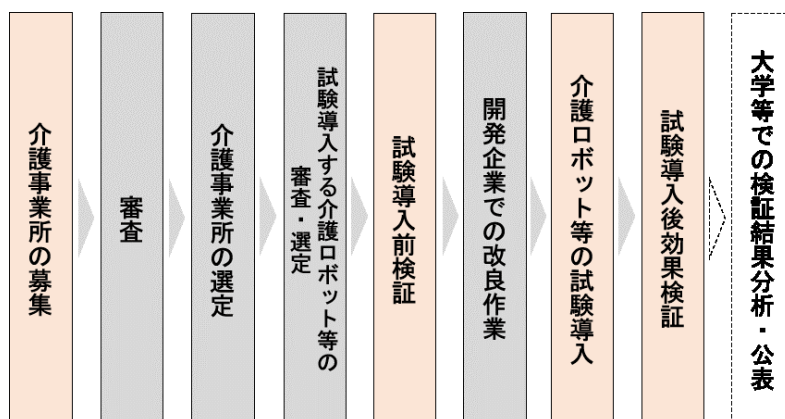
### 【タイプB】（機器改良を伴う試験導入・効果検証）

介護ロボット等の試験導入前に約1ヶ月程度、及び試験導入後に約1ヶ月半程度の効果検証を行っていただきます。タイプBに選定された介護事業所の試験導入後効果検証については、応募申請のあった施設課題の内容を基に、開発企業での介護ロボット等の改良作業※1を行った上で実施します。※2

※1 介護事業所の課題解決のために、介護ロボット等の改良・開発を行うロボット企業に対して、1プロジェクトあたり税込750万円を上限としてその費用を支援します。

タイプBに選定された介護事業所は、自事業所の課題解決のためのロボット企業の選定に係る選定審査会に参加していただきます。

※2 大学等と連携した効果検証結果の分析は、次年度（令和7年4月以降）に実施する場合があります。実施する場合は別途通知しますので、ご協力をお願いします。



## (2) 選定事業所の取組内容

- ア 介護ロボット等の活用が効果的な業務の抽出、効果検証方法の調整
- ・ 県等と連携しながら、事業所が抱える課題に対して、介護ロボット等を活用し解決に取り組むことが効果的な業務や介護ロボット等の効果検証方法の調整を行っていただきます。
  - ・ 県等が課題解決に有効な介護ロボット等を選定後、実際の効果検証スケジュール等の検討や事業所内での現場確認等を行います。
- イ 介護ロボット等の試験導入及び効果検証の準備・実施
- ・ 介護ロボット等の試験導入までに、稼働に必要な電源等の整備、搬入出経路や効果検証期間中の保管場所の確保などを準備していただきます。
  - ・ 介護ロボット等を試験導入した効果検証を行いますが、期間のうち前半は、介護ロボット等の試験導入をしない状況での検証やデータ収集を実施していただきます。
  - ・ 試験導入前検証の終了後、実際に介護ロボット等を試験導入し、課題に対する効果検証やデータ収集を実施していただきます。  
※ タイプBで選定された介護事業所では、開発企業での改良作業期間を設けるため、上記2回の効果検証の間に期間が空きます。
  - ・ 効果検証期間中は、事業所のスタッフの方に自ら介護ロボット等の操作・運用をしていただきます。介護ロボット等の操作・運用に必要な研修の機会の確保、適切な運用体制の整備をお願いします。
- ウ 大学等での効果検証結果分析への協力（タイプAのみ）
- ・ 本事業では、各介護事業所での効果検証結果について、大学等と連携した分析を実施します。分析に必要なデータの提供、効果検証中の状況確認、及びインタビュー調査等にご協力をお願いします。

## (3) 選定事業所に対する支援内容

### ア 効果検証前の支援

- (ア) 介護事業所が抱える課題のうち、介護ロボット等を活用し解決に取り組むことが効果的な課題の洗い出し
- (イ) 1で洗い出しを行った課題の解決に対し、有効と思われる介護ロボット等の検討・選定
- (ウ) 介護ロボット等の試験導入・効果検証にあたり想定されるリスクの洗い出し、リスクへの対応案の検討
- (エ) 介護ロボット等の試験導入前後における効果検証方法の検討

### イ 効果検証期間中及び効果検証後の支援

- (ア) 介護ロボット等の試験導入・効果検証の進捗管理
- (イ) (必要に応じて)効果検証中の介護ロボット等を活用する際に必要とな

- る、運用方法の見直し検討
- (ウ) 効果検証終了後の介護ロボット等の貸出に係る支援（最長で令和7年3月頃まで）
  - (エ) 介護ロボット等の効果検証を踏まえた助言、本格導入に向けた運用体制の見直しの助言等
  - (オ) 介護事業所における生産性向上推進体制加算の取得等に向けた支援
  - (カ) その他、介護ロボット等の導入に向けた支援

#### ウ 経費面の支援

- (ア) 介護ロボット等の効果検証中及び効果検証後（最長で令和7年3月頃まで）の機器レンタル費用は、県等が負担します。
  - (イ) 介護ロボット等の試験導入のため、Wi-Fi 環境等の整備が必要である場合は、その費用の一部を県等が負担します※。
- ※ 各介護事業所の状況等を勘案し、予算の範囲内で負担額を決定します。

### 3 募集する介護事業所の概要

#### (1) 応募要件

応募者は、応募申請書の提出日において、次に掲げるすべての要件を満たす者であることとします。

- ア 運営者が日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること
- イ 介護保険法による指定又は許可を受けている、神奈川県内に所在する介護サービス事業所であって、次のいずれかに該当する者であること。
  - ・ 居宅サービス事業者（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）
  - ・ 地域密着型サービス事業者及び介護保険施設の開設者（居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者を除く。）
- ウ 神奈川県による指名停止期間中でないこと
- エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること  
＜参考＞地方自治法施行令 第167条の4  
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
  - 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- オ 会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の

申し立てがなされていないこと

カ 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと

キ 法令等若しくは公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと

ク 選定された場合、応募者名及び応募内容の概略を公表することに同意できること（複数の事業者等が共同で応募する場合には、すべての構成団体の名称を公表することに同意できることを応募要件とします）

ケ 介護ロボット等の試験導入及び効果検証の実施能力を有する者であり、検証期間終了まで取組を完遂する意思があること

コ 介護ロボット等の試験導入及び効果検証の実施にあたり、検証結果のデータ取得や大学等の結果分析に協力できること

サ 介護ロボット等の効果検証及び大学等での結果分析の終了後、県及び委託事業者等が作成する公表用資料※の作成に協力できること

※ 公表する内容については、試験導入及び効果検証を実施した介護事業所と調整の上公表するものとします。

## (2) 募集件数

居宅サービス事業所 10 件、居宅サービス事業所以外の介護事業所 19 件  
合計 29 件（想定）

※ 上記 29 件のうち 5 件程度、「タイプ B（機器改良を伴う試験導入・効果検証）」として選定します。

※ 件数は、変更になることがあります。

## 4 スケジュール（予定）

### (1) 募集～選定までの流れ

募集～選定までのスケジュールは次のとおりです。

1	施設募集の開始	令和 6 年 5 月 17 日（金）
2	応募申請書の提出締切	令和 6 年 7 月 19 日（金） 17:00 まで（必着）
3	選定審査会	令和 6 年 7 月初旬～中旬（予定）
4	選定結果の通知	令和 6 年 7 月下旬（予定）

## (2) 事業全体の流れ

事業全体のスケジュール（想定）は次のとおりです。なお、予定のため前後する可能性があります。

### 【タイプA】

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護事業所の募集・選定	■										
介護事業所の課題整理・試験導入する介護ロボット等の選定				■							
試験導入及び効果検証の準備				■							
介護ロボット等の調達					■						
介護事業所での試験導入前検証					■						
介護ロボット等の試験導入						■					
介護事業所での試験導入後効果検証						■	■	■	■	■	■
大学等での検証結果分析								■	■	■	■
分析結果の公表											■

### 【タイプB】

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護事業所の募集・選定	■										
介護事業所の課題整理				■							
介護ロボット等開発企業の募集				■							
試験導入及び効果検証の準備				■							
介護ロボット等開発企業の選定					■						
介護事業所での試験導入前検証					■						
介護ロボット等開発企業での改良作業						■	■	■	■		
介護ロボット等の試験導入									■		
介護事業所での試験導入後効果検証									■	■	■
実績報告等											■

## 5 応募方法

別添「令和6年度介護ロボット実用化促進事業応募申請書（介護事業所用）作成要領」に基づき、所定の提出書類に必要な事項を記入の上、以下により提出してください。

### (1) 提出書類

令和6年度介護ロボット実用化促進事業応募申請書（介護事業所用）

(2) 提出期限

令和6年7月19日(金) 17:00まで(必着)

(3) 提出方法

以下のフォームから提出してください。

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=73506](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=73506)

(4) 注意事項

- ・ 持込み、郵送及び電子メール等、上記以外の方法による提出は受け付けません。
- ・ 提出いただく資料はすべて PDF 形式で作成いただき、1 ファイルあたりのファイルサイズは 20MB までとしてください。
- ・ 提出時のファイル名は「申請者名(介護事業所名)\_応募申請書.pdf」としてください。

## 6 審査方法

- (1) 次の評価基準に基づき、外部委員で構成する選定審査会を開催(オンライン)し、審査委員の平均得点が高い施設を選定します。
- (2) 各評価基準の配点は以下の表のとおりで、合計点は100点とします。
- (3) 最高点の応募申請が複数ある場合は、評価基準「1 取組の有効性」の合計点が高い施設を選定します。
- (4) 審査委員の平均得点が60点未満の施設は選定しません。
- (5) 審査は、応募申請書の内容をもとに行います。
- (6) 選定審査会の開催は令和6年7月初旬～中旬を予定しています。開催日時等の詳細が決まり次第、応募申請書に記載の連絡先に連絡します。
- (7) 選定審査会では応募申請書の内容に沿って説明をしていただき、審査委員からの質疑を行います。応募申請書以外の資料を用いて説明すること、応募者以外が説明することは不可とします。
- (8) 応募多数の場合、応募申請書による書面審査(予備審査)を行い、書面審査の通過者のみをプレゼンテーション審査の対象とします。

評価基準の項目		審査の視点	配点
1	取組の有効性	介護ロボット等の導入目的や解決したい課題の内容が明確で、かつ現実的であるか	20点
		介護ロボット等を活用し課題解決に取り組むことが効果的であるか	20点
2	取組の新規性	介護ロボット等の導入により、介護ロボット等の活用の新たなモデルケースとなるか	10点
3	取組の実現可能性	介護ロボット等の試験導入・効果検証に主体的に取り組むことができる実施体制があるか	10点

		介護ロボット等の試験導入・効果検証を実施するにあたり、円滑な実施が期待できる事業所内の設備環境が整っているか (制約条件がある場合、応募者が制約を特定しているか)	10点
4	取組の将来性	課題に基づく介護ロボット等の試験導入や効果検証を行うことで、本格導入や生産性向上推進体制加算の取得につながる見込があるか	10点
5	成果の水平展開の可能性	介護ロボット等の試験導入・効果検証の成果が、県内の他事業所の参考事例となるか	20点

## 7 留意事項

- (1) 応募に係る経費は応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降の応募書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、応募書類に軽微な不備があった場合については、別途、修正・再提出を指示します。
- (4) 次の場合には、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
  - ア 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
  - イ 暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
  - ウ 応募内容に不備がある場合
  - エ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載・申告している場合
  - オ 募集要項に定められた提出期限、提出方法及び提出先と適合しない場合
- (5) 審査経過、審査結果に関するお問合せには応じられません。
- (6) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、県等において、本事業の実施にあたって必要な範囲にて共有・利用されます。また、個人情報を事前の同意なく県等以外の第三者に提供することはありません。

## 8 問合せ先

神奈川県産業労働局産業部産業振興課さがみロボット産業特区グループ  
電話：045-210-5652